

令和 8 年度 海外からの高度 IT 人材獲得支援業務
仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度 海外からの高度 IT 人材獲得支援業務

2 業務の目的

札幌・北海道においては、少子高齢化に伴う将来的な経済規模の縮小が懸念されており、海外市場の開拓や外資企業の誘致による経済のグローバル化への対応が急務となっている。また、深刻化する人手不足を背景に、IT 業界をはじめとする業種で高度外国人材の受け入れ拡大が必要不可欠な状況にある。

本業務では、東南アジア最大級の経済規模とデジタル市場を有するインドネシアにおいて、現地外国人材と市内・道内企業とのマッチング交流会や札幌・北海道の魅力等の PR を目的としたセミナーを実施し、専門知識や技術を有する人材を海外から呼び込み、市内・道内企業への就職・定着を支援することを目的とする。

3 事業概要

- (1) 人材獲得プログラムの企画及び運営
- (2) 現地外国人材と市内・道内企業とのマッチングイベントの開催
- (3) 現地教育機関等との面談の実施

4 業務内容詳細

- (1) 人材獲得プログラムの企画及び運営

ア 旅程表の作成

後述する「(2)現地外国人材と市内・道内企業とのマッチングイベントの開催」及び「(3)現地教育機関等との面談の実施」を目的としたプログラムについて、委託者と協議のうえ、タイムスケジュール等の詳細について定めた旅程表を作成すること。

イ 開催時期の決定

プログラムの開催時期は令和 8 年 11 月を目安とするが、委託者と協議のうえ決定する。

ウ 開催国

インドネシアでの開催とする。

エ 参加企業の選定

プログラムの参加企業募集は委託者が行うが、参加希望のあった企業に対して聞き取りを行い、プログラムの趣旨に合致する企業を選定すること。具体的な聞き取り方法および選考基準については委託者と協議のうえ決定する。

オ 参加企業向けの広報活動・広報物

参加企業の確保のため、IT 関連の業界団体や経済団体等を通じ開催を広く周知するとともに、委託者において保有している独自のネットワークも活用しながら、個別に企業へのアプローチも行うこと。

カ 参加企業への支援

プログラムに参加する企業に対して、以下の支援を実施すること。

- ・開催国の文化・習慣や宗教、雇用慣行や規制等の情報を提供することを目的とした事前ガイダンスの実施
- ・現地での移動にかかる車両等の手配
- ・プログラム全体に同行する現地通訳の手配
- ・プログラム中の飲食手配

キ その他

本事業は、委託者が実施する「令和 8 年度 IT 産業海外展開活動支援業務」と連携して実施する予定であるため、本事業と当該事業との連携にかかる日程や参加企業などの各種調整を行うこと。

(2) 現地外国人材と市内・道内企業とのマッチングイベントの開催

ア マッチング交流会の開催（2 回）

会場には各企業のブースを設置し、参加企業と参加外国人材が「対面」で話すことができるようにすること。また、以下の点に留意すること。

- ・参加外国人材が特定のブースに偏ることなく、巡回・説明を受けるよう適切に運営すること。
- ・各ブースに必要な人数の通訳を配置すること。なお、通訳の選定にあたっては、通訳の日本語能力や通訳としての経験等を考慮し、現地活動において参

加企業と外国人材の意思疎通を円滑に行うため、適切な水準の通訳を選定すること。

イ 現地外国人材向けセミナーの実施にかかる補助

マッチング交流会へ参加する現地外国人材向けに、札幌・北海道の魅力等を PR するセミナーを実施する。なお、セミナーの資料作成及び当日の説明については委託者が行うものとし、受託者は以下の運営補助業務を行うこと。

- ・ 運営支援： マッチング交流会との円滑な連携を図るための進行管理、及び機材（スクリーン、プロジェクター等）の準備・操作。
- ・ 通訳の配置： 委託者が説明する内容を適切に現地外国人材へ伝えるため、適切な水準の通訳を配置すること。

ウ 参加外国人材の募集

現地大学にて日本語専攻課程を受講している学生、現地日本語学校に通う学生、日本での就業を希望している学生のうち、主に IT 関連業種での就職を希望する外国人材の募集を行うこと。なお、一定程度の日本語能力を有している者を求める企業が多いことから、参加外国人材については、日本語でコミュニケーションを取ることが可能であることを基本とする。また、既卒であっても参加をすることは可能とするが、参加人数が多い場合で、会場の収容人数を超える場合には在学学生を優先する。なお、参加外国人材は 50 名以上を目標とする。

エ 参加外国人材向けの広報活動及び広報物

現地教育機関等との連携や、SNS 等の活用など、効果的に集客が見込めるよう周知活動を行うこと。なお、具体的な周知方法については委託者と協議ののち決定すること。

加えて、事前に委託者と協議のうえ、参加企業の情報を取りまとめた資料（電子媒体可）を日本語及び現地語で作成し、事前及びイベント当日に参加外国人材が参加企業の情報を PC・スマートフォン等で閲覧できるようにすること。

オ 会場の設営・撤去

マッチングイベントの会場設営及び撤去等に関して、以下の点に留意すること。

- ・ 会場全体のおおまかな見取り図をイラストや図面等を用いて委託者に提案し、委託者と協議の上会場の配置等を決定すること。
- ・ 看板・案内サインを製作し配置すること。

- ・参加企業がパソコンやプロジェクター等の必要な電子機器が使用できるように電源の確保を行うこと。
- ・その他必要な机や椅子等の備品（レンタル品を含む）の設置を行うこと。
- ・会場管理者とは事前に必要な打ち合わせを行い、細かな点について調整を行うこと。

カ 開催場所

大学等の教育機関やその近隣施設等、参加者が容易にアクセス可能な場所で、最低 50 名の来場に対応可能な会場を提案すること。なお、会場費は委託費に含めることとする。

キ 当日の運営

マッチングイベント当日は受付、案内、参加企業・参加外国人材の調整、進行等の一切の業務を行うほか、以下の点に留意すること。

- ・当日の受付が円滑に行われるよう、参加外国人材は原則事前登録制とするが、当日の飛び入り参加も可能とする。
- ・円滑かつ安全に運営が可能となるよう必要なスタッフを確保すること。

ク アンケート及び追跡調査の実施

参加企業及び参加外国人材に対するアンケートの配布、回収を行い、アンケート結果に基づいた次年度以降のマッチングイベントの開催ニーズや課題点等を分析のうえ、委託者へ報告・提出すること。なお、回収率を高める工夫を行い、設問内容は委託者と協議のうえ決定する。

また、契約期間の終盤に参加企業に対し、参加外国人材からの問い合わせ・応募、採用状況の調査を実施し、委託者へ報告すること。

(3) 現地教育機関等との面談の実施

市内・道内企業が将来的に直接現地外国人材を獲得するために有効と考えられる場合には、現地の教育機関等とのネットワーク構築を目的とした面談の機会を設けること。

なお、面談 を円滑に進めることができるよう、必要な人数の通訳を配置することとし、現地活動における意思疎通を円滑に行うため、適切な水準の通訳を選定すること。

(4) 継続的なフォローアップ

ア 内定者等に対するフォローアップ支援

プログラム終了後、参加企業から選考継続の意向が示された 参加外国人材に対し、必要に応じて以下のフォローアップメニューから適当なものを選択し、委託者と協議のうえ実施すること。なお、フォローアップ支援の目的は、内定辞退の防止および円滑な入国・定着を図ることにあるため、対象となる企業や外国人材の個別のニーズ・状況に応じた柔軟な対応を実施すること。

- ・日本語教育支援

日常会話レベルの日本語習得から入社までに必要最低限とされる専門用語の習得まで、内定者等の日本語力に応じた支援を行うこと。

- ・ビジネスマナー研修

日本の職場における特有の企業文化や商習慣、挨拶、身だしなみ、敬語の使い方等に関する情報提供を行うこと。

- ・生活オリエンテーション講座

札幌・北海道での生活における気候上の特徴、住居、交通ルール、公共施設の利用方法等に関する情報提供を行うこと。

- ・在留資格変更手続き支援

外国人材の入国・就労に必要となる在留資格の取得または変更に関し、必要書類に関する情報や出入国在留管理局への申請にかかる助言等を行うこと。

イ 参加企業に対するフォローアップ支援

プログラム終了後、参加企業が現地教育機関等へ連絡を取りたい場合や、参加企業からオンラインミーティングの開催の要望があれば仲介する等、参加企業と現地教育機関等とのネットワーク維持に繋がるようフォローアップすること。

5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(2) 成果物の提出について

受託者は、以下の成果物を提出すること。

ア 業務報告書

業務完了後、業務完了報告をし、検査を受けること。詳細については、受託後、委託者と調整することとする。

- イ 広報印刷物
- ウ 参加外国人材及び参加企業申込受付データ
- エ アンケートの集計結果

(3) 秘密の保持

- ア 受託者は、本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等を委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- イ 受託者は、本業務で知り得た委託者及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- ウ 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

6 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

7 その他

- (1) 委託者は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (2) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に委託者へ報告すること。
- (3) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (4) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に委託者との協議のうえ、決定すること。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。

- (8) 受託者は、委託者が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 号から第 20 号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本事業に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、委託者の事前校正を受けること。
- (9) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (10) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡すること。
- (11) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。
- (12) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

個人情報取扱注意事項

甲は一般財団法人さっぽろ産業振興財団を、乙は甲から委託等を受けて個人情報を取り扱う者をいう。また、この注意事項において「個人情報」「個人データ」とは、この契約に定める業務を行うために取得し、又は提供を受けたものをいい、その定義は個人情報保護法によるものとする。

(基本事項)

第1条 乙は、この契約に定める業務を行うに当たって個人情報を取り扱うときは、この注意事項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に従い、適切に取り扱うものとする。

(体制の整備)

第2条 乙は、個人情報を取り扱う従業員その他の者を限定するなど、必要以上の者が個人情報にアクセスできない体制をとるものとする。

2 乙は、個人情報の取扱場所を限定するなど、必要とする場所以外で個人情報にアクセスできない措置をとるものとする。

3 乙は、個人情報を他に漏らしてはならず、この契約に定める業務が終了した場合も同様とする。

(個人情報の取扱いの委託の禁止)

第3条 乙は、個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報取扱状況の報告)

第4条 乙は、この契約に定める業務を行うために取り扱う個人情報について、次に掲げる事項を甲に書面で報告しなければならない。

- (1) 個人情報の項目
- (2) 個人情報の取扱件数
- (3) 個人情報の入手先
- (4) 個人情報の保管場所及び施錠の有無
- (5) 業務中における個人情報取扱（予定・実施）回数

(利用目的の特定)

第5条 個人情報の利用目的は、この契約に定める業務に限るものとする。

(利用目的による制限)

第6条 乙は、この契約に定める業務以外の目的で個人情報を利用してはならない。

(不適正な利用の禁止)

第7条 乙は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第8条 乙は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 乙は、この契約に定める業務を行うために個人情報を取得するときは、あらかじめ、又は取得後速やかに、その利用目的を本人に通知しなければならない。

(データ内容の正確性の確保)

第 10 条 乙は、個人データの内容を正確かつ最新の内容に保たなければならない。

2 乙は、この契約に定める業務が終了したときは、個人データ（これが記録された文書等を含む。）を遅滞なく消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その方法に従うものとする。

(安全管理措置)

第 11 条 乙は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第 12 条 乙は、この契約に定める業務に従事する者（以下「従事者」という。）に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 前項の従事者には、乙が雇用する従業員のほか、この契約に定める業務に従事する者であつて、乙に雇用された者でない者を含む。

(委託先の監督)

第 13 条 乙は、第 3 条第 1 項ただし書により甲の承諾を受けて個人データの取扱いを第三者に委託したときは、委託先に本注意事項を交付して契約するなどの方法により、当該委託先にも本注意事項の内容を遵守させるほか、乙においても必要な管理監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第 14 条 乙は、個人データの漏えい、滅失、毀損その他の事態が生じたときは、速やかに甲に報告し、甲と協力してこれに対処しなければならない。

(第三者提供の制限)

第 15 条 乙は、第 3 条第 1 項ただし書により甲の承諾を受けて個人データの取扱いを第三者に委託する場合を除き、個人データを第三者に提供してはならない。

(請求等への対応)

第 16 条 乙は、個人データに関し、個人情報保護法に基づく開示の請求、訂正等の請求、利用停止等の請求などがあつたときは、個人情報保護法の規定に基づき適切に対応しなければならない。

2 乙は、前項の請求があつたときは、甲に報告するものとし、対応方法に疑義が生じたときは甲の指示を仰ぎながらこれに対応するものとする。